

○北見市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(平成 29 年 2 月 10 日内規第 6 号)

改正 平成 29 年 3 月 30 日内規第 43 号 平成 30 年 3 月 30 日内規第 94 号
平成 30 年 8 月 23 日内規第 174 号 平成 30 年 9 月 21 日内規第 179 号
令和元年 8 月 27 日内規第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)及び介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業 法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。
- (2) 第 1 号訪問事業 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業をいう。
- (3) 第 1 号通所事業 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業をいう。
- (4) 第 1 号介護予防支援事業 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業をいう。
- (5) 第 1 号事業 第 1 号訪問事業、第 1 号通所事業及び第 1 号介護予防支援事業をいう。
- (6) 一般介護予防事業 法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号に掲げる事業をいう。
- (7) 指定第 1 号訪問事業 指定事業者(法第 115 条の 45 の 3 第 1 項に規定する指定事業者をいう。次号において同じ。)の当該指定(同項の指定をいう。同号において同じ。)に係る第 1 号訪問事業を行う事業所により行われる第 1 号訪問事業をいう。
- (8) 指定第 1 号通所事業 指定事業者の当該指定に係る第 1 号通所事業を行う事業所により行われる第 1 号通所事業をいう。
- (9) 居宅要支援被保険者 法第 53 条第 1 項に規定する居宅要支援被保険者をいう。
- (10) 介護予防・生活支援サービス事業対象者 介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 4 第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成 27 年厚生労働省告示第 197 号)様式第 1 に定める質問項目(以下「基本チェックリスト」という。)に対する回答の結果に基づき、同告示様式第 2 に掲げる基準のいずれかに該当する者をいう。
- (11) 第 1 号事業対象者 居宅要支援被保険者(法第 8 条の 2 第 9 項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護又は同条第 12 項に規定する介護予防認知症対応型共同生

活介護を利用していない者に限る。)及び介護予防・生活支援サービス事業対象者をいう。

(12) 第1号事業支給費 法第115条の45の3第2項に規定する第1号事業支給費をいう。

(13) 介護予防・生活支援サービス計画 別表第3に定める介護予防ケアマネジメントにより、介護予防・日常生活支援総合事業を適切に利用することができるよう作成する計画をいう。

(14) 介護予防サービス計画 法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。

(事業の実施)

第3条 介護予防・日常生活支援総合事業の実施主体は、北見市とする。

2 市長は、介護予防・日常生活支援総合事業を適切に実施することができる事業者に対して、当該介護予防・日常生活支援総合事業の実施を委託することができる。

3 次条に規定する第1号事業のうち、訪問型サービス事業の自立援助訪問型サービス(訪問介護相当サービス)及び通所型サービス事業の健康向上通所型サービス(通所介護相当サービス)については、法第115条の45の3に規定する指定事業者により実施するものとする。

4 前項の指定事業者の実施に関し、指定事業者の基準及び指定等に関する必要な事項については、市長が別に定めるところによるものとする。

(介護予防・日常生活支援総合事業の内容等)

第4条 介護予防・日常生活支援総合事業の事業の種類、当該事業により提供するサービスの種類、当該事業を利用することができる者(以下「利用対象者」という。)等は、次の各号に掲げる介護予防・日常生活支援総合事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 第1号事業 次の表のとおりとする。

| 第1号事業の種類 | 提供するサービスの種類 | サービス内容及び利用対象者 |
|--------------------|-------------------------|---------------|
| 訪問型サービス事業(第1号訪問事業) | 自立援助訪問型サービス(訪問介護相当サービス) | 別表第1のとおりとする。 |
| | 家事援助訪問型サービス(訪問型サービスA) | |
| 通所型サービス事業(第1号通所事業) | 健康向上通所型サービス(通所介護相当サービス) | 別表第2のとおりとする。 |
| | 健康維持通所型サービス(通所型サービスA) | |
| | 短期集中通所型サービス(通所型サービスC) | |

| | | |
|-----------------------------|--------------|--------------|
| 介護予防ケアマネジメント事業(第1号介護予防支援事業) | 介護予防ケアマネジメント | 別表第3のとおりとする。 |
|-----------------------------|--------------|--------------|

(2) 一般介護予防事業 別表第4のとおりとする。

(利用の手続)

第5条 利用対象者は、第1号事業を利用しようとする場合には、北見市介護保険条例施行規則(平成18年規則第138号。以下「施行規則」という。)第11条に定める居宅サービス計画作成依頼(変更)等届出書に介護保険被保険者証(以下「被保険者証」という。)を添えて、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出をした利用対象者(以下「届出者」という。)が介護予防・生活支援サービス事業対象者である場合には、当該届出者を別に定める事業対象者台帳に登録するとともに、当該届出者が介護予防・生活支援サービス事業対象者である旨、基本チェックリストの実施日等を当該届出者の被保険者証に記載し、これを返付するものとする。

3 前項の場合において、市長は、被保険者証を返付できないときは、当該届出者に対し、施行規則第6条第2項の介護保険資格者証を交付するものとする。

(負担割合証の交付)

第6条 市長は、届出者に対し、介護保険法施行規則第28条の2第1項に規定する負担割合証を、有効期限を定めて交付するものとする。

2 介護保険法施行規則第28条の2第2項及び第4項から第6項までの規定は、前項の規定により同項の負担割合証を交付された届出者のうち介護予防・生活支援サービス事業対象者であるものについて準用する。

(費用の負担)

第7条 介護予防・日常生活支援総合事業を利用した利用対象者(以下「利用者」という。)は、第1号事業を利用した場合には、別表第5に定める額を負担金として支払うものとする。

2 介護予防・日常生活支援総合事業の利用に際し、食費、原材料費等の実費が生じたときは、当該実費は、利用者の負担とする。

(高額介護予防サービス費等相当額の支給)

第8条 市長は、利用者(指定第1号訪問事業又指定第1号通所事業を利用した者に限る。)に対し、法第61条第1項に規定する高額介護予防サービス費及び法第61条の2第1項に規定する高額医療合算介護予防サービス費の額に相当する額(以下「高額介護予防サービス費等相当額」という。)を支給するものとする。

2 高額介護予防サービス費等相当額の支給については、法第61条及び法第61条の2並びに介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第29条の2の2及び第29条の3の規定を準用する。

(第1号事業支給費)

第9条 利用者(指定第1号訪問事業又は指定第1号通所事業を利用した者に限る。以下この項、次項及び第3項において同じ。)に係る第1号事業支給費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 指定第1号訪問事業 別表第6に定めるところによる単位に、1単位当たり10円の単価を乗じて得た額の100分の90に相当する額
 - (2) 指定第1号通所事業 別表第7に定めるところによる単位に、1単位当たり10円の単価を乗じて得た額の100分の90に相当する額
 - (3) 第1号介護予防支援事業 別表第8に定めるところによる単位に、1単位当たり100円の単価を乗じて得た額の100分の100に相当する額
- 2 利用者が第1号被保険者であって、法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である場合(次項に規定する場合を除く。)において、前項の規定を適用する場合においては、同項の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。
 - 3 利用者が第1号被保険者であって、法第59条の2第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が前項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である場合において、第1項の規定を適用する場合においては、同項の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。
 - 4 前3項の規定により算定した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(第1号事業支給費の支給限度額)

第10条 利用者が居宅要支援被保険者(法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護又は同条第12項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を利用していない者に限る。)である場合であって、指定第1号訪問事業又は指定第1号通所事業を利用した者であるときにおける当該利用者に係る第1号事業支給費の支給限度額の算定については、法第55条第1項の規定を準用する。

- 2 前項に規定する場合において、当該利用者が法第52条に規定する予防給付を受けているときは、当該第1号事業支給費の支給限度額と当該予防給付に係る支給限度額との合計額の限度額は、当該第1号事業支給費の支給限度額の額とする。
- 3 利用者が介護予防・生活支援サービス事業対象者である場合であって、当該利用者が指定第1号訪問事業又は指定第1号通所事業を利用した者であるときにおける当該利用者に係る第1号事業支給費の支給限度額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額(平成12年厚生省告示第33号)第2号イに規定する要支援一の介護予防サービス費等の支給限度額に相当する額とする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(受託事業者)

第11条 第3条第2項の規定により委託を受けた事業者(以下「受託事業者」という。)は、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの提供の開始に際し、あらかじめ、当該介護予防・日常生活支援総合事業の利用を申し込む者又はその家族に対し、その内容及び費用について説明を行い、その同意を得なければならない。

2 受託事業者は、利用者の状況に関する情報について、必要に応じて、地域包括支援センター(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。)の職員等に提供するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この要綱の施行の日前においても、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関し必要な業務を行うことができる。

附 則(平成29年3月30日内規第43号)

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日内規第94号)

この内規は、平成30年3月30日から施行する。

附 則(平成30年8月23日内規第174号)

この内規は、平成30年8月1日から施行する。

附 則(平成30年9月21日内規第179号)

この内規は、平成30年10月1日から施行する。ただし、別表第6備考1の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年8月27日内規第28号)

この内規は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

訪問型サービス事業

| サービスの種類 | サービスの内容 | 利用対象者 |
|-------------------------|--|--|
| 自立援助訪問型サービス(訪問介護相当サービス) | 身体介護、生活援助その他利用者の自立した生活の営みに資する生活全般の支援を行う。 | 市内に住所を有する在宅の第1号事業対象者のうち、介護予防・生活支援サービス計画又は介護予防サービス計画の作成を受けたもの |
| 家事援助訪問型サービス(訪問型サービスA) | 調理、洗濯、掃除等の家事援助(身体介護を除く。)を行う。 | |

別表第2(第4条関係)

通所型サービス事業

| サービスの種類 | サービスの内容 | 利用対象者 |
|-------------------------|---|--|
| 健康向上通所型サービス(通所介護相当サービス) | 生活機能訓練その他利用者の心身機能の維持向上に資する支援を行う。 | 市内に住所を有する在宅の第1号事業対象者のうち、介護予防・生活支援サービス計画又は介護予防サービス計画の作成を受けたもの |
| 健康維持通所型サービス(通所型サービスA) | 緩和した基準により、介護保険事業所又はコミュニティセンター、集会所等において、介護予防のための軽易な運動、レクリエーション等を行う。 | 市内に住所を有する在宅の第1号事業対象者のうち、要支援1及び介護予防・生活支援サービス事業対象者で、介護予防・生活支援サービス計画又は介護予防サービス計画の作成を受けたもの |
| 短期集中通所型サービス(通所型サービスC) | 日常生活に支障のある生活行為を明らかにし、これを改善するために、理学療法士、作業療法士等のリハビリテーション専門職等による個別性に応じたプログラムを行う。 | |

別表第3(第4条関係)

介護予防ケアマネジメント事業

| サービスの種類 | サービスの内容 | 利用対象者 |
|---------------------------|--|---|
| 介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業) | 介護予防及び日常生活の支援を目的として、利用者の心身の状況、置かれている環境等の状況に応じて、利用者の選択に基づき、適切な介護予防・日常生活支援総合事業が包括的かつ効果的に提供され | 市内に住所を有する在宅の第1号事業対象者(法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスを利用するため、法第58条第1項に規定する指定介護予防支援を受け |

| | | |
|--|---------------|-----------|
| | るよう、必要な援助を行う。 | ている者を除く。) |
|--|---------------|-----------|

別表第4(第4条関係)

一般介護予防事業

| 事業の種類 | 事業の内容 | 利用対象者 |
|-------------------|--|--------------------------|
| 介護予防把握事業 | 収集した情報の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防に係る活動へつなげる。 | 第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる者 |
| 介護予防普及啓発事業 | 介護予防に係る活動の普及・啓発を行う。 | |
| 地域介護予防活動支援事業 | 住民主体の介護予防に係る活動の育成・支援を行う。 | |
| 一般介護予防事業評価事業 | 介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の事業評価を行う。 | |
| 地域リハビリテーション活動支援事業 | 介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等への理学療法士、作業療法士等のリハビリテーション専門職等による助言等を行う。 | |

別表第5(第7条関係)

利用者負担額

| 事業の種類 | サービスの種類 | 負担する額 |
|--------------------|-------------------------|--|
| 訪問型サービス事業(第1号訪問事業) | 自立援助訪問型サービス(訪問介護相当サービス) | 別表第6に定める単位に1単位当たり10円の単価を乗じて得た額から、その額に100分の90を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を控除した額 |
| | 家事援助訪問型サービス(訪問型サービスA) | 1回につき150円 |
| 通所型サービス事業(第1号通所事業) | 健康向上通所型サービス(通所介護相当サービス) | 別表第7に定める単位に1単位当たり10円の単価を乗じて得た額から、その額に100分の90を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を控除した額 |
| | 健康維持通所型サービス(通 | 1回につき340円 |

| | | |
|---|-----------------------------------|-------------|
| | 所型サービス A) | |
| | 短期集中通所 型サービス(通 所型サービス C) | 1回につき 300 円 |
| 介護予防ケアマネ ジメント事業(第 1号介護予防支援 事業) | 介護予防ケア マネジメント | 無料 |

備考

- 1 利用者が第1号被保険者であって、法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である場合(次項に規定する場合を除く。)において、この表の規定を適用する場合においては、この表の規定中「100分の90」とあるのは「100分の80」とし、「150円」とあるのは「300円」とする。
- 2 利用者が第1号被保険者であって、法第59条の2第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が前項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である場合において、この表の規定を適用する場合においては、この表の規定中「100分の90」とあるのは「100分の70」とし、「150円」とあるのは「450円」とする。

別表第6(第9条関係)

指定第1号訪問事業に要する費用の額の算定に係る単位数

| 費用区分 | 単位数 |
|--|----------------|
| ア 訪問型サービス費Ⅰ(要支援1、要支援2及び介護予防・生活支援サービス事業対象者を対象とし、週1回程度の訪問としている場合で1月の中のサービス提供回数が5回以上であった場合) | 1月につき 1,172 単位 |
| イ 訪問型サービス費Ⅱ(要支援1、要支援2及び介護予防・生活支援サービス事業対象者を対象とし、週2回程度の訪問としている場合で1月の中のサービス提供回数が9回以上であった場合) | 1月につき 2,342 単位 |
| ウ 訪問型サービス費Ⅲ(要支援2を対象とし、週2回を超える程度の訪問としている場合で1月の中のサービス提供回数が13回以上であった場合) | 1月につき 3,715 単位 |
| エ 訪問型サービス費Ⅳ(要支援1、要支援2及び介護予防・生活支援サービス事業対象者を対象とし、週1回程度の訪問として | 1回につき 267 単位 |

| | | |
|---|--|--|
| | いる場合で1月の中のサービス提供回数が1回から4回であった場合) | |
| オ | 訪問型サービス費V(要支援1、要支援2及び介護予防・生活支援サービス事業対象者を対象とし、週2回程度の訪問としている場合で1月の中のサービス提供回数が1回から8回であった場合) | 1回につき271単位 |
| カ | 訪問型サービス費VI(要支援2を対象とし、週2回を超える程度の訪問としている場合で1月の中のサービス提供回数が1回から12回であった場合) | 1回につき286単位 |
| キ | 初回加算 | 1月につき200単位 |
| ク | 生活機能向上連携加算 | 生活機能向上連携加算(I):1月につき100単位 生活機能向上連携加算(II):1月につき200単位 |
| ケ | 介護職員処遇改善加算 | 介護職員処遇改善加算(I): 所定単位×137/1000 介護職員処遇改善加算(II): 所定単位×100/1000 介護職員処遇改善加算(III): 所定単位×55/1000 介護職員処遇改善加算(IV): 介護職員処遇改善加算(III) ×90/100 介護職員処遇改善加算(V): 介護職員処遇改善加算(III) ×80/100 |
| コ | 介護職員等特定処遇改善加算 | 介護職員等特定処遇改善加算(I):所定単位×63/1000 介護職員等特定処遇改善加算(II):所定単位×42/1000 |

備考

- 1 削除
- 2 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてアからコまでを算定しない。
- 3 クの算定要件等については、訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱いに準ずる。
- 4 費用区分アからカまでについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合は、単位数に 90/100 を乗じる。この場合において、建物の範囲については、訪問介護における取扱いに準ずる。
- 5 費用区分アからカまでについて、特別地域加算を算定する場合は、単位数に 15/100 を乗じて得た単位数を加える。
- 6 費用区分アからカまでについて、中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は、単位数に 10/100 を乗じて得た単位数を加える。
- 7 費用区分アからカまでについて、中山間地域に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、単位数に 5/100 を乗じて得た単位数を加える。
- 8 費用区分ケについて、所定単位は費用区分アからクまでにより算定した単位数の合計とする。ただし、(IV)及び(V)については、給付において廃止される同時期において廃止する。
- 9 コについて、所定単位はアからクまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(I)から(III)までのいずれかを算定していることを要件とする。また、(I)の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算(I)又は(II)を算定していることを要件とする。なお、(I)又は(II)のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。
- 10 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額の対象外の算定項目である。
- 11 指定第 1 号訪問事業に要する費用の額の算定については、この表に規定するほかは、平成 30 年度介護報酬改定前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 127 号)及び平成 30 年度介護報酬改定前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知)に準じるものとする。ただし、介護職員等特定処遇改善加算については、平成 31 年度介護報酬改定後の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 127 号)及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 18 年 3 月 17

日老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知)の介護職員等特定処遇改善加算の取扱いに準ずるものとする。

別表第 7(第 9 条関係)

指定第 1 号通所事業に要する費用の額の算定に係る単位数

| 費用区分 | 単位数 |
|--|-----------------|
| ア 通所型サービス費Ⅰ(要支援 1 及び介護予防・生活支援サービス事業対象者を対象とし、週 1 回程度(4 時間以上の利用)の通所としている場合で、1 月の中のサービス提供回数が 4 回以上であった場合) | 1 月につき 1,655 単位 |
| イ 通所型サービス費Ⅱ(要支援 2 を対象とし、週 2 回程度(4 時間以上の利用)の通所としている場合で、1 月の中のサービス提供回数が 8 回以上であった場合) | 1 月につき 3,393 単位 |
| ウ 通所型サービス費Ⅲ(要支援 1 及び介護予防・生活支援サービス事業対象者を対象とし、週 1 回程度(4 時間以上の利用)の通所としている場合で、1 月の中のサービス提供回数が 1 回から 3 回であった場合) | 1 回につき 380 単位 |
| エ 通所型サービス費Ⅳ(要支援 2 を対象とし、週 2 回程度(4 時間以上の利用)の通所としている場合で、1 月の中のサービス提供回数が 1 回から 7 回であった場合) | 1 回につき 391 単位 |
| オ 通所型サービス費Ⅴ(要支援 1 及び介護予防・生活支援サービス事業対象者を対象とし、週 1 回程度(4 時間未満の利用)の通所としている場合で、1 月の中のサービス提供回数が 4 回以上であった場合) | 1 月につき 1,323 単位 |
| カ 通所型サービス費Ⅵ(要支援 2 を対象とし、週 2 回程度(4 時間未満の利用)の通所としている場合で、1 月の中のサービス提供回数が 8 回以上であった場合) | 1 月につき 2,713 単位 |
| キ 通所型サービス費Ⅶ(要支援 1 及び介護予防・生活支援サービス事業対象者を対象とし、週 1 回程度(4 時間未満の利用)の通所としている場合で、1 月の中のサービス提供回数が 1 回から 3 回であった場合) | 1 回につき 330 単位 |
| ク 通所型サービス費Ⅷ(要支援 2 を対象とし、週 2 回程度(4 時間未満の利用)の通所としている場合で、1 月の中のサービス提供回数が 1 回から 7 回であった場合) | 1 回につき 339 単位 |
| ケ 生活機能向上グループ活動加算 | 1 月につき 100 単位 |
| コ 運動器機能向上加算 | 1 月につき 225 単位 |
| サ 栄養改善加算 | 1 月につき 150 単位 |
| シ 口腔機能向上加算 | 1 月につき 150 単位 |

| | | |
|---|---|--|
| ス | 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)(運動器機能向上及び栄養改善) | 1月につき480単位 |
| セ | 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)(運動器機能向上及び口腔機能向上) | 1月につき480単位 |
| ソ | 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)(栄養改善及び口腔機能向上) | 1月につき480単位 |
| タ | 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)(運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上) | 1月につき700単位 |
| チ | 事業所評価加算 | 1月につき120単位 |
| ツ | サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ(要支援1及び介護予防・生活支援サービス事業対象者を対象とする。) | 1月につき72単位 |
| テ | サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ(要支援2を対象とする。) | 1月につき144単位 |
| ト | サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ(要支援1及び介護予防・生活支援サービス事業対象者を対象とする。) | 1月につき48単位 |
| ナ | サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ(要支援2を対象とする。) | 1月につき96単位 |
| ニ | サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(要支援1及び介護予防・生活支援サービス事業対象者を対象とする。) | 1月につき24単位 |
| ヌ | サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(要支援2を対象とする。) | 1月につき48単位 |
| ネ | 生活機能向上連携加算 | 1月につき200単位(費用区分コを算定している場合には、100単位) |
| ノ | 栄養スクリーニング加算 | 6月に1回を限度として5単位 |
| ハ | 介護職員処遇改善加算 | 介護職員処遇改善加算(Ⅰ): $\text{所定単位} \times 59 / 1000$ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ): $\text{所定単位} \times 43 / 1000$ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ): $\text{所定単位} \times 23 / 1000$ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ): 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) $\times 90 / 100$ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ): 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) $\times 80 / 100$ |

| | | |
|---|---------------|--|
| ヒ | 介護職員等特定処遇改善加算 | 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)：所定単位 $\times 12 / 1000$ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)：所定単位 $\times 10 / 1000$ |
|---|---------------|--|

備考

- 1 費用区分アからクまでについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、単位数に $70 / 100$ を乗じる。
- 2 費用区分アからクまでについて、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、単位数に $70 / 100$ を乗じる。
- 3 費用区分アからクまでについて、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、単位数に $5 / 100$ を乗じて得た単位数を加える。
- 4 費用区分アからクまでについて、若年性認知症利用者受入加算を算定する場合は、単位数に1月につき240単位を加える。
- 5 費用区分アからクまでについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、費用区分ア及びオについては376単位、費用区分イ及びカについては752単位、費用区分ウ、エ、キ及びクについては1回につき94単位をそれぞれ減ずる。
- 6 ケ及びコにおける機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事務所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を対象に含むものとする。
- 7 サの算定要件等については、通所介護における栄養改善加算の取扱いに準ずる。
- 8 ネの算定要件等については、通所介護における生活機能向上連携加算の取扱いに準ずる。
- 9 ノの算定要件等については、通所介護における栄養スクリーニング加算の取扱いに準ずる。
- 10 費用区分ハについて、所定単位は費用区分アからノまでにより算定した単位数の合計とする。ただし、(Ⅳ)及び(Ⅴ)については、給付において廃止される同時期において廃止する。
- 11 ヒについて、所定単位はアからノまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。また、(Ⅰ)の算定に当たっては、ツ又はテを算定していることを要件とする。なお、(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

12 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額の対象外の算定項目である。

13 別表第6備考11の規定は、この表の場合について準用する。

別表第8(第9条関係)

第1号介護予防支援事業に要する費用の額の算定に係る単位数

| 費用区分 | 単位数 |
|------------------------------------|------------|
| ア 介護予防ケアマネジメントA(原則的な介護予防ケアマネジメント) | 1月につき431単位 |
| イ 介護予防ケアマネジメントB(簡略化した介護予防ケアマネジメント) | 1月につき216単位 |
| ウ 介護予防ケアマネジメントC(初回のみ介護予防ケアマネジメント) | 1月につき431単位 |
| エ 初回加算 | 1月につき300単位 |
| オ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 | 1月につき300単位 |

備考

- 1 介護予防ケアマネジメント費の算定は、要支援1、要支援2及び介護予防・生活支援サービス事業対象者を対象とする。
- 2 住所地特例による財政調整においては、1件当たり431単位とする。算定に当たっては、住所地特例対象者の数に431単位を乗じた額の支払及び請求により財政調整を行うものとする。
- 3 第1号介護予防支援事業に要する費用の額の算定については、この表に規定するほかは、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第129号)及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知)に準じるものとする。